平成２４年（フ）第１４８４号
京都市西京区御陵南荒木町５－２　メゾンドカプチーノ403号、住民票上の住所京都市西京区山田平尾町43番地５　ビューハイムフォレスト　207号
破産者　橋本美由紀（旧姓戸田）
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
京都府宮津市字猟師11－２、住民票上の住所京都府宮津市字由良2567番地
破産者　松岡　和夫
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第６１８１号
大阪市生野区巽北４丁目２番２－306号
破産者　美並　二朗
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９号
島根県安来市広瀬町宇波482番地21　住宅型有料老人ホームかじかの家
破産者　村尾キクエ
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
広島市中区銀山町７番５－602号
破産者　中本美佐緒
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７号
広島県呉市幸町８番１号海上自衛隊
破産者　山添　拓幸
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２号
山口県岩国市南岩国町４丁目66番53―501号
破産者　繁本　光江
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２８２号
香川県高松市松縄町23番地10
破産者　白川　嘉明
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８８号
高知県四万十市具同田黒２丁目15番18号
破産者　眞屋　睦子
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第８９号
高知県四万十市具同田黒２丁目15番18号
破産者　眞屋　政夫
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２５２号
千葉県千葉市中央区今井１丁目20―１フレグランス蘇我802、破産手続開始決定時の住所長崎県長崎市上小島１丁目４番27号　高比良コーポ202号
破産者　奥　　保久
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６１５号
熊本市南区富合町志々水73番地１　リアフラントⅠ―103、前住所熊本市南区南高江１丁目３番43号
破産者　田口　秋人
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
熊本市西区池上町2807番地
破産者　藪田　和博
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
熊本市西区池田２丁目15番18号
破産者　片岡　達昭
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
熊本市北区植木町大和20番地12
破産者　伊東　利章
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０号
宮崎市大工２丁目14番地１　野村ビル102号
破産者　野村　浩二
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９号
宮崎市清武町池田台８番地６、開始決定時の住所宮崎県都城市高崎町大牟田1163番地
破産者　川添　ツギ
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５０号
宮崎県都城市東町11街区11号　南川貸家、開始決定時の住所宮崎県都城市山田町中霧島3490番地２
破産者　上野　知寿
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１７６号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷７番地11、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町白石郷890番地14
破産者　ＳＴ@Ｃ　ＪＰこと　浅間　一幸
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係